平成２９年（フ）第１２２号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町319番地５　清原ハイツ101号
債務者　工藤きよ子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２８号
愛知県日進市梅森町新田135番地524　ネオフォレスト101
債務者　鍋島　知晃
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６７号
愛知県知多市新知東町１丁目２番地の28
債務者　石川茉里奈
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７号
北九州市若松区宮丸２丁目４番17号（Ｂ―103）
債務者　岡村　祐二
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５８号
北九州市門司区東馬寄２番26―501号
債務者　谷頭かなえ
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６６号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目３番30号
債務者　久永　　満
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４９号
埼玉県深谷市西大沼286番地12
債務者　馬場　美樹
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１５号
埼玉県川越市清水町15番地３（第２清風荘103号室）、前住所埼玉県川越市大字寺尾840番地５（ハイツ寺尾Ａ号棟208号室）
債務者　千葉　　進
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５５号
埼玉県川越市的場北２丁目24番地18（メゾンカワメ208号室）
債務者　星野　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０２号
埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂154番地１　サンティー神川101
債務者　相田　裕治
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１２８号
埼玉県羽生市大字神戸1377番地７
債務者　谷口　則子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県羽生市大字神戸1377番地７
債務者　渡邊　幸代
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３５号
埼玉県坂戸市仲町９番11号　サンライト坂戸仲町903号室
債務者　眞山　慎一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５３号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ25棟404号
債務者　高島　健一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６６号
相模原市緑区下九沢1649番地１ルシアンＢ303
債務者　鹿目　千恵（旧姓三ケ山）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５９号
相模原市南区東林間５丁目12番７号　河本ハイツ303
債務者　浦川紗耶加
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７４号
相模原市南区相模大野６丁目23番17―701号
債務者　藤井　三枝
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部